

キャッシュカード規定(法人用)

1. (カードの利用)

普通預金（利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記入などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当金庫、および当金庫が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

2. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨（自動機の機種により硬貨の取扱いができない場合があります。）に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または支払提携先所

定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先また支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料には、当金庫から振込提携先に支払います。

6. (自動機が故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額その他の必要事項を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 法人名、代表者、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (4) 暗証番号（暗証番号の失念の場合を除きます。）は、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第1項による届出の必要はありません。
- (5) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (6) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

9.（暗証番号の照合等）

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫、預入提携金先、支払提携先および振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者に責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当金庫の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。

10.（自動機への誤入力等）

- (1) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の自動機、支払提携先の自動機、振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

11.（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適當と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第12条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻してから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

以 上
2019年10月現在